

新潟県条例第43号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第14条関係）				別表第1（第14条関係）			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 占用料				(2) 占用料			
区 分	算定の基礎	占 用 料 の 額		区 分	算定の基礎	占 用 料 の 額	
		漁業関係者	漁業関係者以外の者			漁業関係者	漁業関係者以外の者
(略)				(略)			
3 管類を設置する場合	(略)	180円	250円	3 管類を設置する場合	(略)	150円	220円
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
別表第2（第14条の2関係）				別表第2（第14条の2関係）			
(1) 土砂採取料				(1) 土砂採取料			
区 分	算定の基礎	土砂採取料の額		区 分	算定の基礎	土砂採取料の額	
砂 利	(略)	195円		砂 利	(略)	180円	
かき込み砂利		175円		かき込み砂利		160円	
土 砂		150円		土 砂		140円	
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	60円
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの		130円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの		120円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの		3,940円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの		3,610円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの		7,895円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの		7,230円
	長径120センチ		7,895円に長径		長径120センチ		7,230円に長径

	メートル以上のもの	が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>789円</u> を加算した額		メートル以上のもの	が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>723円</u> を加算した額
備考 (略) (2) (略)			備考 (略) (2) (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における占有に係る占用料及び採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における占有に係る占用料及び採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。